屋久島町立八幡小学校 ホームページ運営ガイドライン

1 ホームページ公開の目的

- (1) 保護者や地域に信頼される学校づくりを推進するために、学校ホームページを開設する。
- (2) 本校の特色や取組を保護者や地域などに広く公開し,教育活動への理解と協力を得る。

2 ホームページの主な公開情報

ホームページ公開の目的に沿って,次の情報を公開する。

- (1) 八幡小学校へようこそ
 - ① 更新履歴
 - ② 八幡小だより
- (2) 学校だより(観音竹)
- (3) 校歌
- (4) テーマ研修について
- (5) 年間行事予定
- (6) 学校経営方針

3 ホームページ管理及び運営組織

- (1) ホームページの管理責任者は校長とする。
- (2) ホームページの運営責任者は教育方法係とする。
- (3) 教育方法係は,必要に応じてホームページの検討を行い,情報内容の充実に努める。
- (4)「八幡小だより」の更新は、全職員で行い、校長の承認を得る。

4 公開情報の基本的な考え

ホームページの情報公開にあたり,個人情報の保護及び適正な運営に努める。

(1) 児童の個人情報の保護

児童とその保護者,及び学校関係者の人権を侵害する可能性のある情報は公開 しない。

ア 氏名など

児童の氏名,住所,電話番号,生年月日,成績,身体的特徴,家庭環境等の個人情報は掲載しない。

イ 肖像(写真等)

児童の写真等については、個人が明らかに特定できるものや二次使用ができるような解像度での掲載はしないように留意する。

ウ 意見・主張,作品等

児童の意見や主張,作品等については,教育上の効果が認められる場合においてのみ扱うことができるものとする。ただし,児童の作品を掲載する場合には,事前に本人の同意を得ること。

(2) 公開した情報の訂正,削除

児童に関する掲載情報に関して、本人または保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合は、速やかに対応し、措置を講ずるものとする。また、第三者の著作に関わる情報について、当該著作者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合は、速やかに対応し、措置を講ずるものとする。

(3) 禁止事項及び児童への指導

- ・ 公の秩序に反するもの又は教育上不適切なものは掲載してはならない。
- ・ 関係者の人権を侵すようなモラルに反する記述,著作権の侵害にあたる内容,その他法律に触れる内容は記載しない。また,教育目的・研究目的から逸脱しない。
- ・ 児童が発信するデータや情報は,情報担当者,校長が内容を確認して公開する ものとする。また,児童の情報モラルの向上に努める。

(4) リンク

本校ホームページから他ページへのリンクは、教育上の効果やホームページ公開の目的を十分に配慮し、リンク先の承認を得た上で設定するものとする。

5 本ガイドラインの取り扱い

- (1) 本ガイドラインの改正については、職員会議で検討修正を行い、校長の承認を得るものとする。
- (2) 本ガイドラインは本校ホームページ上に公表する。本ガイドラインは、 平成27年2月日から施行する。